

## 共同 CMS 利用規定(2023 年 7 月改定)

### 1. 共同 CMS の内容

この規定でいう共同 CMS とは、当行と株式会社 NTT データ当社(以下「当社」といいます)に対し所定の申込み手続を完了し、その双方の基準に適合した方(以下「利用者」といいます)と当行とが、当社が運営する共同 CMS センター(以下「CMS センター」といいます)を経由して当行との取引に関するデータを通信回線を通じて授受するサービス(以下「本サービス」といいます)をいいます。

### 2. 業務取扱の開始

データ授受の取扱い開始日は、上記1の申込み手続が双方とも完了したときに当社より利用者に対して通知します。

### 3. 授受データの範囲

授受データの範囲は、本申込書および当社所定の申込書により契約したデータとします。

### 4. 一括データ伝送に係る個別契約の締結

一括データ伝送サービスの利用を申込むにあたっては、当行所定のデータ伝送に関する契約書等を締結し、取扱細則を定めます。

### 5. 連絡内容の変更・取消

本サービス利用に関し、やむを得ない事由により既に連絡した内容について、変更または取消す場合があります。

### 6. 機密保持

利用者は、本サービス利用により知り得た情報について第三者に漏洩してはならないものとします。漏洩により生じた損害は利用者が負うものとします。

### 7. 変更・解約

- (1) 利用者は、本サービス利用内容、届出事項を変更するとき、その変更内容を当行所定の申込書等により、当行に届出るものとします。
- (2) 本サービスは、利用者または当行の都合によりいつでも解約できます。ただし、利用者の都合により解約する場合は、所定の申込書により当行に届出るものとします。
- (3) 本サービス利用内容の変更または解約は、当行および当社の手続が完了したときより有効とします。
- (4) 上記(3)の手続完了の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 8. 通信不能時の対応

本サービス利用に関し、電算機障害等により通信不能となった場合、あるいは、不測の事態が発生した場合、利用者は積極的かつ早急に修正ないし修復に努力するものとします。

### 9. 損害負担等

本サービス利用に関し、天災・火災・騒乱等の不可抗力または通信回線の故障その他当行の責に帰すことのできな

い事由により連絡が不能または遅延することがあっても当行は責任を負いません。

#### 10. 問題発生時の解決

利用者および当行は、データ授受に関して生じた問題の解決にあたり、その責任の範囲が明確でないときは、当行またはCMSセンターの機械記録を基にその問題解決にあたるものとします。

#### 11. 取扱手数料

当社所定の申込書および表記申込書により取扱手数料引落指定口座を当行預金口座とした場合、当社所定の日に取扱手数料引落指定口座からその金額を口座振替の方法により引落すものとします。この場合、普通預金規定・総合口座規定・当座勘定規定にかかわらず普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書の提出または小切手の払出しは省略することができるものとします。

#### 12. 本サービスの強制解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、本利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されたものとします。(但し、 号に該当する場合には、当行は契約者に通知することなく、本利用契約を解約することができるものとします)

手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合

支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合、契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合

前記 12. 及び の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合

解散その他営業活動を休止した場合

手数料等を 2 ヶ月連続して支払わなかった場合

本サービス申込に際する届出その他の本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合

1年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合(但し、前記 11.に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます)

本サービスが法令等(マネー・ロンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当行が判断した場合、および犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合

本規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要とする事由が生じた場合

#### 13. 本サービスの休止

当行は事前に契約者に通知することなく、本サービスの内容を休止できるものとします。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

#### 14. 解約時等の未処理

本利用契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込等の処理が完了していない取引の依頼について、当行はその処理をする義務を負いません。

## 15. 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、ご利用口座にかかる各種規定、振込規定、口座振替規定により取扱います。

## 16. 規定の変更

- (1) 当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとし、契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとし、当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとし、
- (2) 本利用規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。

以上